

令和5年度神奈川県私立学校物価高騰対応支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰の影響を受けている私立学校に対し、保護者の経済的な負担の増を伴うことなく児童・生徒等の学習機会を確保するための支援として、神奈川県私立学校物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「学校」とは、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に規定する法人を含む。以下同じ。）又は学校法人以外の者が県内に設置するもので、次の各号に定めるものをいう。

(1) 学校法人が設置するもの

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び専修学校（大学等への進学指導を行う専修学校を除く。以下同じ。）

(2) 学校法人以外の者が設置するもの

幼稚園及び専修学校（ただし、企業立など知事が別に定める設置主体を除く。）

2 この要綱において「幼稚園」とは、学校法人が設置する幼稚園、学校法人化予定園及び学校法人以外の者が設置する幼稚園をいう。（ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（令和4年法律第77号）第3条に定める幼稚園型認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に定める特定教育・保育施設を除く。）

(支援金の支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者は、令和5年度に私立学校経常費補助金交付要綱及び私立学校経常費補助金交付要領の規定に基づき、私立学校経常費補助（一般補助）を受ける学校の設置者と同一とする。（ただし、私立学校経常費補助金交付要綱に規定する不交付事由に該当することから、令和5年度私立学校経常費補助金（一般補助）の全額が不交付と決定された学校の設置者は、本支援金の対象から除く。）

(支援金額)

第4条 支援金の支給額は、別表1の支給単価のとおりとする。

2 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校全日制課程及び特別支援学校において、週1回以上、原則として全ての児童・生徒を対象に学校給食を提供している場合は、別表2により算定した額を給食費加算として支援金に加算することができる。

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする申請者は、令和5年度神奈川県私立学校物価高騰対応支援金の申請に係る書類を、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 支給申請書（第1号様式）
- (2) 給食費加算積算書（第2号様式）
ただし、給食費加算を申請しない場合は、第2号様式の提出は不要とする。
- (3) その他知事が必要と認める書類

(暴力団排除)

第6条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、第3条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ支援金の支給を申請した者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、支援金の支給を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の支給決定)

第7条 知事は、第5条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金を支給すべきものと認めたときは、支援金の支給決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告及び調査)

第8条 知事は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

第9条 知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第10条 知事は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第11条 支援金の支給を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 支援金の支給を受けた者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第12条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所・所在地、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第13条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

別表1 各校種における区分及び支援金の額

学校種	令和5年5月1日現在の児童・生徒数	区分	支給単価
小学校	501人以上	大規模校	240,000円
	301人以上500人以下	中規模校	160,000円
	300人以下	小規模校	70,000円
中学校	501人以上	大規模校	300,000円
	301人以上500人以下	中規模校	170,000円
	300人以下	小規模校	70,000円
高等学校 (全日制課程)	701人以上	大規模校	560,000円
	401人以上700人以下	中規模校	270,000円
	400人以下	小規模校	140,000円
高等学校 (通信制課程)	—	—	130,000円
中等教育学校 (※)	701人以上	大規模校	1,060,000円
	401人以上700人以下	中規模校	380,000円
	400人以下	小規模校	—
特別支援学校	—	—	80,000円
専修学校	—	—	110,000円
幼稚園	—	—	70,000円

※ 中等教育学校における「児童・生徒数」は、前期課程と後期課程の在籍者数を合算した人数とする。

別表2 給食費加算の算定方法

対象校ごとに算定した基礎数値 (※1) × 15.7% (※2) × 1/2
--

※1 給食1食あたりの保護者負担額に令和5年10月から令和6年3月までの喫食回数及び令和5年5月1日現在の児童・生徒数を乗じたもの。

※2 2020年基準消費者物価指数（県内指数）10大費目指数のうち「食料」の令和3年7月から令和5年9月までの物価上昇率。